

特設サイト「みどりの広場」を公開しました

令和4年7月1日、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）が施行されました。

東海農政局では、本法が目的とするみどりの食料システムの確立を目指して、みどりの食料システムの基本理念、東海農政局管内の取組内容、有機農産物の販売などの情報をまとめた「みどりの広場」をWebサイトに公開しました。

生産者・消費者・事業者の皆さまに幅広くご覧になっていただけるよう、今後も順次内容を充実させていく予定です。



～「みどりの食料システム」の確立を目指して～



▲みどりの広場
Webサイト
🔍 東海農政局

▶ あなたの暮らしにオーガニック



- ＜オーガニック・マルシェに行こう！＞
有機農産物を取り扱う農業者が出店し、対面販売を行っているファーマーズマーケットを紹介しします
- ＜オーガニックが買えるお店＞
～まずは気軽にオーガニック～
ナチュラルフーズストア「知多店」(愛知県)
- ＜有機農産物について知りたい方は＞
東海農政局 有機農業のページへ
- ＞豊橋有機農業の会 いろいろいしば(PDF: 209KB)
- ＞オアシス21オーガニック マーケット(PDF: 331KB)
- ＞天空のオーガニックマ(PDF: 474KB)

コンテンツの一部を紹介します

有機農産物を買えるオーガニック・マルシェや店舗の紹介

みどりの食料システムと関連
予算などの紹介

みどりの食料システム法の基本
計画作成や認定に向けて参考と
なる資料の紹介

みどりの食料システムの実現に向けた
取り組みや技術情報の紹介

▶ みどりの取り組み

- ＞みどりの食料システム戦略の実現に向けた東海農政局管内各地の取り組みを紹介しします
- ＞日本全国の取り組みが知りたい方は各地域の取組状況のページへ(農林水産省へリンク)
- ＞生産現場に役立つ技術が知りたい方は「みどりの食料システム戦略」技術カタログのページへ(農林水産省へリンク)
- ＞有機農業・緑肥作物に関する栽培技術などが知りたい方は有機農業に関する研究・技術開発のサイトへ(農研機構へリンク)

▶ みどりの技術

東海農政局では、「みどりの食料システム」の確立を目指してさまざまな取り組みを進めています。

6月23日と7月27日に、環境に配慮した生産活動を応援するため、中京クッキング(東海農政局地下食堂運営事業者)や野菜生産農家のご協力により、多様な微生物が育つ土づくりを大切にしながら、化学肥料や農薬を使わずに栽培された野菜を使ったメニューを提供しました。

今後も取り組みを継続し、毎月第4水曜日に実施する予定です。



フードバンク活動団体と食品関連事業者等のWebマッチング

～ 東海農政局Webサイトに「食の架け橋」を設置しています ～

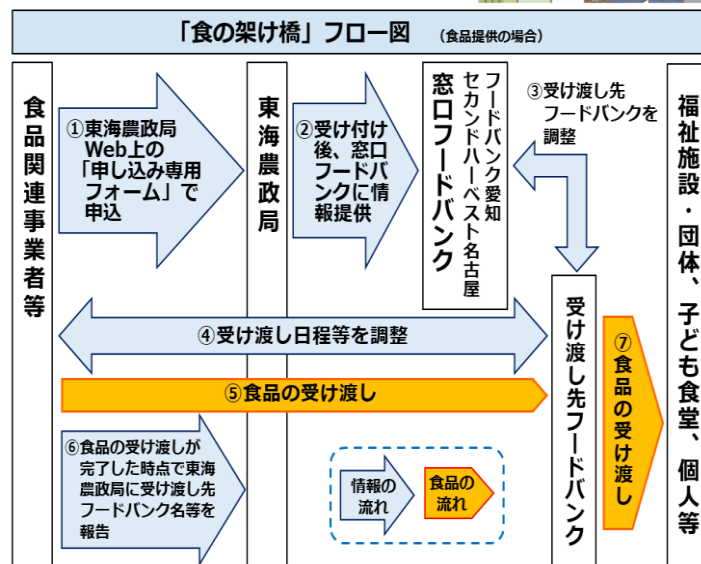


東海農政局は、食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（食品ロス）を削減するため、フードバンク活動を支援しています。

具体的な支援内容

- ★東海農政局Webサイトで東海3県のフードバンク活動団体を紹介
- ★フードバンク活動団体と食品関連事業者等とのマッチングをWeb上で行う「食の架け橋」を新設

社会貢献活動やSDGs活動の一環として、フードバンクに「食品や保管場所の提供、配送や資金面の支援」を検討している食品関連事業者等の方は、ぜひ、ご活用ください。



※フードバンク活動とは、生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄附を受けて、必要としている人や施設等に提供する取り組みです。

※食品関連事業者等とは、食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者、農林漁業者、物流業者、金融機関などのことです。

食の架け橋、フードバンク活動団体については、こちらのWebサイトをご覧ください



「食の架け橋」申し込みフォームについては、こちらのWebサイトをご覧ください



お問合せ先 経営・事業支援部 食品企業課 TEL 052-746-6430

ダンボールコンポストでエコな暮らしとたべものの循環

北名古屋市で生ごみ循環モデルがスタートしました。家庭で発生する野菜くずなどの生ごみを、ダンボールコンポストで堆肥化し、畑に戻すことで、新たに野菜が生産できるたべものの循環です。

同市内の「比嘉農園」と障害福祉サービス事業所「セルフしかつ」が北名古屋市と連携した取り組みで、市や家庭から出たごみの処理負担の軽減やSDGs、福祉や地元農家の支援につながります。

ダンボールコンポスト

家庭から出た生ごみと微生物を含む基材（土壌改良材）をダンボールの中で混ぜ合わせ、堆肥化させるものです。臭いは少なく、ベランダに置くこともできます。

北名古屋市生ごみ循環モデル

ダンボールコンポストを「比嘉農園（同市熊之庄）」が各家庭から回収して野菜の栽培に使用するたべものの循環です。



（比嘉農園の野菜）



福祉分野との連携

ダンボールコンポストで使用する基材（土壌改良材）は「比嘉農園」が調達し、小分け・袋詰めを市内の障害福祉サービス事業所「セルフしかつ（同市六ッ師）」が行っています。

環境にやさしい農業

家庭から出る生ごみが減量でき、捨てるごみを堆肥として活用し、美味しい野菜を育てることができる取り組みです。環境にやさしい農業として全国的に広がることを期待しています。

お問合せ先 北名古屋市防災環境部環境課 TEL 0568-22-1111

「ディスカバー農山漁村(むら)の宝アワード」(第9回選定)を募集しています



農林水産省は、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる団体にスポットをあて、「ディスカバー農山漁村(むら)の宝アワード」として全国に発信しています。

現在、地域において、新たな需要の発掘・創造や潜在している地域資源の活用を行うことにより、農林水産業・地域の活力創造につながる取り組みを募集しています。
たくさんのご応募をお待ちしています。

応募方法

「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」特設Webサイトに掲載している応募用紙(電子データ)をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、応募フォームからご応募ください。



応募サイト ▶

応募期間

令和4年8月26日(金曜日)まで

選定方法

応募者の中から30地区(者)程度を「ディスカバー農山漁村(むら)の宝アワード」の優良事例として選定し、その中から部門ごとに以下の賞を選定し、表彰します。

また、部門を問わず、選定された優良事例の中から、分野ごとに先鋭的な取り組みに対して「特別賞」を選定し、表彰します。

① 団体部門

選定された優良事例の中から、最優良地区を「グランプリ」として、また、グランプリ以外に「優秀賞」(ビジネス・イノベーション部門、コミュニティ・地産地消部門)として選定し、表彰します。

② 個人部門(団体部門と重複応募可能)

選定された優良事例の中から、優良者を「優秀賞」(個人部門)として選定し、表彰します。



令和3年度 全国グランプリの
一般社団法人 三重県障がい者就農促進協議会

お問合せ先 農村振興部 農村計画課 TEL 052-223-4629

「第6回食育活動表彰」受賞者の表彰式を行いました ～「第7回食育活動表彰」食育を推進する優れた取り組みを募集中～

農林水産省は、食育に取り組む個人・団体を対象に、その功績を称えとともに、優良な取組内容を全国に広めることを目的として、「第6回食育活動表彰」受賞者の表彰式を行いました。

東海地域では、食育推進ボランティアの部で長田 勇久(おさだ はやひさ)氏が農林水産大臣賞を、教育等関係者の部で公益財団法人 岡崎市学校給食協会が消費・安全局長賞を受賞されました。

また、現在、来年度の「第7回食育活動表彰」への応募を募集しています。
たくさんのご応募をお待ちしています。

第7回食育活動表彰の募集について

食育に関するあらゆる取り組みが応募できます！！

●部門

【ボランティア部門】＜都道府県、政令指定都市、大学等の長からの推薦＞

【教育関係者・事業者部門】＜自薦および他薦＞

●表彰内容

農林水産大臣賞 5点以内、消費・安全局長賞 10点程度、審査委員特別賞 5点以内

◆富山県で行われる第18回食育推進全国大会で表彰し、優良事例として全国に紹介します

●応募方法

農林水産省Webサイトより、推薦調書をダウンロードし、E-mail送付またはCD-Rなどにて郵送

●応募締切

令和4年8月31日(水曜日) 必着

詳細は農林水産省Webサイトをご覧ください

食育活動表彰

検索



▲「第6回食育活動表彰」
表彰式の様子(長田勇久氏)



◀農林水産省
「第7回食育活動表彰」
サイト

お問合せ先 消費・安全部 消費生活課 TEL 052-223-4651

除草剤の販売には適切な表示が必要です

農薬として使用することができない除草剤の販売には、農薬取締法に基づき、除草剤の容器・包装に「農薬として使用することができない」ことなどの分かりやすい表示が必要です。また、店頭の見やすい場所にも、表示が必要です。

東海農政局は、除草剤の販売にあたって適切な表示をしていない店舗を指導するため、「除草剤違反防止ホットライン」を設置しました。適切な表示をしていない店舗を発見したときは、情報をお寄せください。

？「農薬」とは

- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤や農作物等の生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤等の薬剤をいいます。

？「農薬として使用することができない除草剤」とは

- 道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用する除草剤です。

！ 販売者へのお願い



「農薬」と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができない」旨を、商品や店舗において、分かりやすく表示、陳列してください。

分かりやすい表示例

こちらの商品は、農薬として使用することができません。農作物や庭木・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。農耕地には使用できません。



！ 購入者・使用者へお願い

農薬に該当しない除草剤を、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されておりますので、ご注意ください。



「除草剤違反防止ホットライン」を設置しました

- 適切な表示をしていない店舗を発見した時は、情報をお寄せください。
寄せられた情報をもとに東海農政局職員が出向き、指導・監督を行います。
(重大な違反の場合、100万円以下の罰則などの対象になることもあります。)
- 除草剤の適正な使用に関する使用者からのご相談に、職員がお答えします。

○ ホットライン窓口

東海農政局 消費・安全部 農産安全管理課 農薬担当

電話での受付▶ 代表052-201-7271 (内線2826、2823) 直通052-746-1315

専用フォームのリンク先▶ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/anzen/20220512.html>



東海農政局職員が違反店舗を訪問します



農薬危害防止運動を実施しています

農林水産省は、農薬を使用する機会が増える6月から8月にかけて、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するために「農薬危害防止運動」を実施しています。今年度のテーマを「農薬は周りに配慮し正しく使用」と設定し、周辺の環境への農薬飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

農薬を使用する際は、特に次のことに注意してください。

- 周囲への配慮を：周辺住民の方に事前にお知らせをしてください
- 周囲への飛散防止：農薬散布は無風または風が弱いときに実施してください
- ラベルの確認、帳簿に記録 ● 土壌くん蒸剤は必ず被覆 ● 誤飲防止のため移し替え厳禁

農薬は 周りに配慮し正しく使用！



お問合せ先 消費・安全部 農産安全管理課 TEL 052-746-1315

<編 集> 東海農政局 企画調整室 TEL 052-223-4610

<Webサイト> <https://www.maff.go.jp/tokai/>

東海農政局



「食・農びっくあっぷ」メールマガジンの登録はこちら
Webサイト